

新潟市西堀地下駐車場 回数駐車料金の払戻しについて

駐車場の一時利用休止に伴い、令和7年5月1日以降、回数券は利用できなくなります。
未使用の回数券については、以下のとおり払戻しの対応をいたします。

販売概要

30分回数券20枚綴り 3,000円

払戻しの対象

下記写真の未使用の回数券（1枚単位から返金対象）

回数券20枚綴り

回数券



払戻し対応期間

令和7年4月21日～令和8年3月31日

払戻し方法

指定の口座へ振込み（支払時期は、概ね書類提出の翌月25日を予定。）

提出書類

- ・ 駐車料金還付申請書
- ・ 未使用の回数券
- ・ 払戻しを受ける銀行口座がわかるもの（通帳のコピー）



提出先

郵送または窓口での申請により受付。

新潟市経済部商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

払戻し金額 計算方法

- ・未使用の回数券を1枚150円（3,000円÷20枚=150円）とする。
- ・未使用の回数券の枚数に150円を乗じた金額

未使用の回数券の枚数	払戻し金額
1枚	150円
2枚	300円
3枚	450円
4枚	600円
5枚	750円

払戻し手続きの流れ



商業振興課

西堀地下駐車場管理室



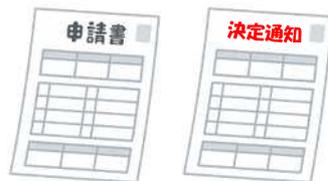
・商業振興課、西堀地下駐車場管理室の両方で書類を受け付けます。

申請受付



書類の確認

- ・書類の内容を商業振興課が確認します。
- ・書類の修正が必要な場合は、商業振興課（TEL 025-226-1693）よりご連絡します。



還付決定
及び
支払い

- ・払戻し金額を記した還付決定通知書を郵送し、その金額を指定の口座に振込みます。支払い時期は、概ね書類提出の翌月25日を予定しています。

